指導の流れ：中学校「AI を使うのは、ズル？　決め方を持つ 1 時間」

スライド：`first-graders-junior-high.pptx`（17 枚、ノートに台本）／`first-graders-junior-high.pdf` ワークシート：`worksheet-junior-high.pdf`（A4・おもてうら 2 まい。直すときは `.pptx`） 出典：Data is CITY（teleport.jp/dataiscity/）、CC BY 4.0。特集「みんな、生成 AI 時代の 1 年生」の授業のセット（08）

ねらい

- AI を使ってよいかを、「目的（何を身につけたいか）・ルール・正直さ（そのまま言えるか）」で自分で判断し、説明できる。
- 頼みたいことを言葉にして伝えること（目的と読み手・条件と材料・違いを言葉に）が、AI を使う力になることが分かる。
- AI で作った画像・声・文は見分けられないことがあり、そのときは出どころと別の道で確かめ、合言葉などの取り決めが役に立つことが分かる。
- 友だちの写真を AI で加工して送る行為が、いじめや犯罪になりうること、止められる場面があることを理解し、自分の行動を選べる。

技術・家庭（技術分野）の授業として行う。道徳・学級活動は「関連」。AI を使う・使わないは、生徒が選べる。

学習指導要領との関わり（平成29年告示。本文で確かめた）

区分	当たる所（本文）	この授業での扱い
総則 第1章 第2の2(1)	「言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む。）、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力」	全体
技術分野 内容 D(1)ア	「…情報のデジタル化や処理の自動化，システム化，情報セキュリティ等に関わる基礎的な技術の仕組み及び情報モラルの必要性について理解すること。」	話 C・D
同 3 内容の取扱い (4)ア（D 情報の技術）	「…著作権を含めた知的財産権，発信した情報に対する責任，及び社会におけるサイバーセキュリティが重要であることについても扱うこと。」	話 D（発信した情報に対する責任）・C
同 内容 D(4)イ	「技術を評価し，適切な選択と管理・運用の在り方や，新たな発想に基づく改良と応用について考えること。」	話 A（AI の使い方を選ぶ）
道徳 第2 A［自主，自律，自由と責任］	「自律の精神を重んじ，自主的に考え，判断し，誠実に実行してその結果に責任をもつこと。」	話 A

区分	当たる所（本文）	この授業での扱い
同 B［友情，信頼］・B［相互理解，寛容］・C［遵法精神，公徳心］	「…互いに励まし合い，高め合う…」／「…それぞれの個性や立場を尊重し，いろいろなものの見方や考え方があることを理解し，寛容の心をもって…」／「法やきまりの意義を理解し，それらを進んで守るとともに，そのよりよい在り方について考え，自他の権利を大切にし，義務を果たして，規律ある安定した社会の実現に努めること。」	話 D（関連）
同 第3の2(6)	「第2に示す内容との関連を踏まえつつ，情報モラルに関する指導を充実すること。」	道徳の時数に数えるなら、主題を立て直す
国語 第1学年〔知識及び技能〕(2)ア	「原因と結果，意見と根拠など情報と情報との関係について理解すること。」	話 B・C（根拠を持って確かめる）（関連）
特別活動 学級活動 (2)ア	「自他の個性の理解と尊重，よりよい人間関係の形成」:「自他の個性を理解して尊重し，互いのよさや可能性を発揮しながらよりよい集団生活をつくること。」	話 D（関連）
美術 3(7)	「…必要に応じて，美術に関する知的財産権や肖像権などについて触れるようにすること。」	肖像権（関連）

次期学習指導要領は審議中。告示が出たら対応表を見直す。

評価の観点（目安）

- 知識・技能：AI の出力をそのまま出すのが不適切な例であること、見分けられないことがあること、確かめ方（出どころ・別の道・取り決め）、写真の加工が名誉毀損・肖像権・（性的な画像は）犯罪になりうることを説明できる。
- 思考・判断・表現：問1（場面の判断を、目的・ルール・正直さで説明）、問3（確かめ方を 2 つ）、問4（3 つの立場から、できること）。
- 主体的に学習に取り組む態度：問5（家で話す、考えが変わったこと。変わらなければ、そう書く）。

ことばの決まり

- 「ズル」は特集の問いの言葉。使うが、「悪い・正しい」を先生が決める授業ではない。
- 「頼み方」「確かめる」「出どころ」を使う。「見分ける」は「見た目で決める」の意味で使い、「確かめる」と分ける。
- 「聞き返さずにすぐ作る AI もある」（聞き返す AI もある）。「言葉にしにくい所は、まだ自分の中で決まっていない所かもしれない」（断定しない）。
- 数字は「警察が取り扱った事案の数」で、起きた総数ではない。「令和 7 年」「警察庁の公表」と出典を言う。

- 罪名は、「総務省の啓発資料にある」と出典を言う。18 歳未満の性的な画像は、児童ポルノ関連の法律にも関わる（罪名の細部は、授業の前に警察庁・法務省の資料で確かめる）。
- 書かないこと：具体的なアプリ名・検索語、加工の手順、性的な加工の内容（文部科学省の資料の言い方「服を脱がせるなどの加工」を超えない）。

時間配分（50 分。出欠・配布の 2 分を含む）

時間	スライド	活動	問い
0〜3	1〜2	出欠・配布。今日の 4 つ。冒頭で「しんどくなったら合図して、保健室に行ってよい」	—
3〜12	**3**・**4**・5	**A ズル？**：6 つの場面を指で出す（4 分。目を閉じて出してもよい）→ 3 つの問い（3 分）→ 割れた 2 つだけ見直す（2 分）	主な問い①「どこで線を引いた？」
12〜20	**6**・**7**・8	**B 頼み方**：ペアで言葉だけで絵をかく（5 分）→ AI に頼んだ 3 枚（2 分）→ コツ（1 分）	「言葉を足すと、どう変わった？ AI は聞き返す？」
20〜30	**9**・**10**・11・**12**・**13**	**C 本物はどっち？**：2 枚（2 分）→ 答えと研究（2 分）→ コツは古くなる（1 分）→ 確かめ方 3 つ（2 分）→ 班の場面カード（3 分）	主な問い②「自信は？ 確かめるには？」
30〜41	**14**・**15**・**16**	**D 友だちの写真**：ペアで話す（4 分）→ 事実と法（3 分）→ 3 つの立場（4 分。書く 2 分）	主な問い③「作った人・笑った人・見ていた人は、何をした？」
41〜43	**17**	まとめ：家で話す 1 つ（やりたい人だけ）	—
43〜50	—	余裕（移動・発表・質問）。D に +5 分を足すとよい	—

おすすめは 2 コマ：1 コマ目＝1〜8（A ＋ B）、2 コマ目＝9〜17（C ＋ D）。1 コマで行うときは、14〜16（11 分）を削らない。

テーマ 1 つだけの短縮版（15〜20 分）：A＝2〜5、B＝6〜8、C＝9〜13、D＝14〜16。

授業の前に確かめること

- **養護教諭・スクールカウンセラー・学年主任・管理職に、「友だちの写真」の話をすることを伝える。** 学年・学校で、実際の事案がないか確かめる。あれば、D の内容を変えるか、見合わせる。
- 冒頭の予告：「しんどくなったら合図して、保健室に行ってよい。後で先生に言ってもよい」。授業後に声をかける時間をとる。
- 生徒が「自分がされた」と言ったら、その場で聞き出さず、授業後に 1 対 1。「見ていた人」を吊し上げる進行にしない。

- **先生は、画像を保存・転送しない。** 生徒に「画面を保存して送って」と言わない。画面は消さず、そのまま見せてもらう。学校の対応手順（教育委員会・警察との連携）に従う。
- 指で出す（スライド 3・9）は、見られたくない生徒がいる。目を閉じる・机に伏せる・1 人 1 台の端末の無記名フォームで集計、のどれかにしてよい。
- 学校の端末で AI を使わせる場合は、国の指針に従う（年齢制限・約款の確認、保護者への説明、教師の指導のもと）。この授業は、AI を使わせる授業ではない。
- 問4 は回収しない・見せ合わない。問5 は「変わらなかった」でもよい。家庭への宿題は、やりたい人だけ。「家の人」は保護者に限らない。

よく出る質問と答え

- 「14 歳未満なら、何をしても大丈夫？」→ 刑罰にならなくても、警察や児童相談所が関わり、被害を受けた人への賠償を家の人が求められることがある。何より、相手の傷は変わらない。（一般的な説明。個別の事案は学校・警察・弁護士に確認する）
- 「変顔の加工も犯罪？」→ 性的でなくても、相手が傷つけば、いじめや名誉毀損・侮辱にあたりうる。性的な加工は、さらに重い。まず、本人がいやがるかどうか。
- 「どちらも AI なんて、ひっかけ」→ 本物が入っているとは言っていない。「どちらも AI」を選択肢に入れてあった。見分けられなくて当たり前だと、体験してほしかった。
- 「コツは、結局ないの？」→ 見た目のコツは、すぐ古くなる。確かめる手順（止まる・出どころ・別の道・取り決め）が長持ちする。画像検索のやり方を見せてもよい。
- 「先生に言うのは告げ口」→ 先生以外にも、相談窓口（子供 SOS ダイヤル 0120-0-78310 など）がある。止める言葉を言う、スタンプを押さない、広めない、でも止められる。
- 「AI を使ったことを、先生に言いたくない」→ 隠したくなったら、使い方を見直すサイン。使う前に「この課題で、使っていい？」と聞けば、あとで困らない。

ワークシートの見方

- 問1：指の数（はじめ・あと）と、AI を使ったと先生に伝える文（サービス名・入れた言葉・日付）。
- 問2：ペアの絵 3 枚と、頼み方で変えたこと・気づいたこと。
- 問3：写真 A・B の選択と自信、班の場面の確かめ方 2 つ（出どころ・別の道・合言葉から）。
- 問4：された側・作った・送った側・笑った・見ていた側。それぞれ、困ること・自分にできること（回収しない）。
- 問5：家で話すこと（やりたい人だけ）と、今日いちばん考えが変わったこと。

使った事実と出典

事実・数字	出典
生成 AI の出力をほぼそのまま自分の成果物として提出するのは不適切な例。使うときは、サービス名・入力した言	文部科学省「初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン」Ver.2.0（令和6年12月26日）http

事実・数字	出典
葉・日付を明記する引用ルールが考えられる。小学校段階の児童が直接使うことは、より慎重な見極めが必要。年齢制限などの約款を確かめる。	s://www.mext.go.jp/content/20241226-mxt_shuukyo02-000030823_001.pdf （Box-5・Box-6、p.17〜20）
AI が作った顔と本物の顔を人が当てた割合は約 48%（二択）。コツを教えた別のグループで約 59%（実験 2）。AI の顔のほうが信頼できそうと評価された。	Nightingale, S. J. & Farid, H. “AI-synthesized faces are indistinguishable from real faces and more trustworthy”, PNAS 119(8), 2022. doi:10.1073/pnas.2120481119（https://pmc.ncbi.nlm.nih.gov/articles/PMC8872790 ）
実在の児童生徒の画像を生成 AI で性的な画像に加工する「性的ディープフェイク」が社会的な問題。児童生徒が加害者になる事案も多数。学校行事や卒業アルバムの画像も使われる。令和7年中に警察が取り扱った事案（生成 AI などを悪用した 18 歳未満の性的画像。相談・被害申告時に 20 歳未満）は 114 件、被害の約 9 割が中高生（小学生の被害もある）、約 6 割が同級生・同じ学校の者の中で行われた（警察庁、令和8年2月26日公表）。	文部科学省 事務連絡「性的ディープフェイクによる児童生徒の被害・加害防止のための広報啓発資料の活用等について（依頼）」（令和8年3月12日）https://www.mext.go.jp/content/20260409-mxt_kyousei01-000047289_4.pdf
「そのAIの使い方、犯罪かも…」。相談先：子供 SOS ダイヤル 0120-0-78310（24 時間。かけた所の教育委員会の窓口につながる）、警察相談専用電話 #9110、性犯罪被害相談電話 #8103（ハートさん）	警察庁・内閣府・こども家庭庁・文部科学省の啓発チラシ（上の事務連絡の参考資料 2）
同級生の写真を軽い気持ちで加工して見せびらかす行為は重大な人権侵害。名誉毀損罪・侮辱罪、肖像権・プライバシー侵害にあたる可能性。わいせつ物頒布罪が適用されれば 2 年以下の懲役もしくは 250 万円以下の罰金など。	総務省「上手にネットと付き合おう！」「あなたの卒アル写真が狙われる?!生成AIによる画像被害とは」https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/trouble/reference/reference09.html

画は GPT Images（gpt-image-2.5-sunburst）で作った。指示文は `build/prompts/`。人の絵は架空。

出典：Data is CITY（teleport.jp/dataiscity/）、CC BY 4.0